

自動車登録関係について

平成18年4月7日

国土交通省

自動車登録について

平成 18 年 4 月
国土交通省自動車交通局

全業務を包括的な民間委託又は非公務員型独立行政法人へ移行できないか。または、真に国家公務員をもって充てるべき業務とそれ以外とを精査し、最低限必要な人員の規模を明らかにすること。

- 1 . 自動車の登録は、自動車に係る各種行政上の権利義務の明確化等のために必要な情報を記録・管理する行政登録の目的をもっており、登録を受けなければ、自動車を運行の用に供することはできないこととされている（法律上罰則の対象となる。また、一定の場合はナンバーを取り上げることとなる）。このように、自動車の登録は、国民の権利を直接に制限し義務を課すものであり、国が厳正に行う必要がある。
- 2 . また、自動車の登録は、自動車の取引の安全を確保するため、自動車の所有権を公証するものであり、詐欺、盗難等による不正登録が行われないように、国という最も信頼のある主体が、公正中立な立場で、厳正に所有権の所在を審査する必要がある。
- 3 . さらに、自動車の登録は、治安、徴税、不正輸出の防止など他の行政の遂行に必要不可欠な情報を提供し、これらの行政当局と緊密な連絡調整を行うことで、こうした行政の適確な遂行を支えている。このため、自動車の登録が適切に行われなければ、治安、交通取り締まり、徴税、不正輸出の防止等といった各種行政の遂行に支障が生ずるおそれがあり、自動車の登録については、これらの行政当局と連携を図りながら、国が責任をもって業務を遂行する必要がある。

- 4 . なお、自動車登録業務に携わる要員は、上述の登録業務以外にも、回送運行の許可、職権抹消、警察からの捜査照会対応等の業務を行っており、これらの業務についても、国民の権利義務に直接関わる行政行為等であり、また、関係機関との円滑な連携という観点から、国自ら行うべき業務である。

自動車保有関係手続のワンストップサービスによる業務のスリム化について

- 1 . 自動車の保有に係る手続については、自動車ユーザーの利便性の向上等を図る観点から、オンラインにより一括して申請できるワンストップサービス・システム(OSS)を推進してきているところであり、昨年12月26日から、東京、神奈川、愛知、大阪の4都府県において、新車新規登録手続について導入されたところである。平成20年を目標に、全国への地域拡大、移転登録など全手続に拡大することを目指している。
- 2 . 今後、OSSの導入・普及状況を踏まえ、業務の効率化を進めることとしているが、現在、都道府県へ呼びかけを行って対象地域の拡大を進めている途上であり、まだ稼働間もないことに加え、申請に際し必要となる住民基本台帳カードによる公的個人認証の普及率が全国で0.1%弱にとどまるなど商業登記認証も含め電子認証の基盤が十分でないことから、現時点において、OSSによる業務の効率化について定量的に算定することは困難である。

その他、定員の大幅な純減に資する抜本的な見直しの方向

自動車の登録業務については、自動車の保有台数の大幅な増加（最近20年で46%増）により業務量が増大し（同27%増）また、自動車リサイクル法の施行等に伴い自動車リサイクル料金の預託確認、輸出抹消登録、自動車重量税の還付といった新たな業務が加わっているが、業務のシステム化等により最小限の要員で対応してきているところであり（同19%減）既に、最大限の業務の効率化を図っているところである。

自動車の登録制度の意義・目的

行政登録

犯罪捜査、交通取締り、納税など自動車に係る各種行政上の権利義務の明確化や社会秩序維持のために必要な情報を記録・管理すること。

民事登録

自動車の取引の安全を確保するため、**所有権の公証**を行うこと。

自動車登録の種類・業務量等

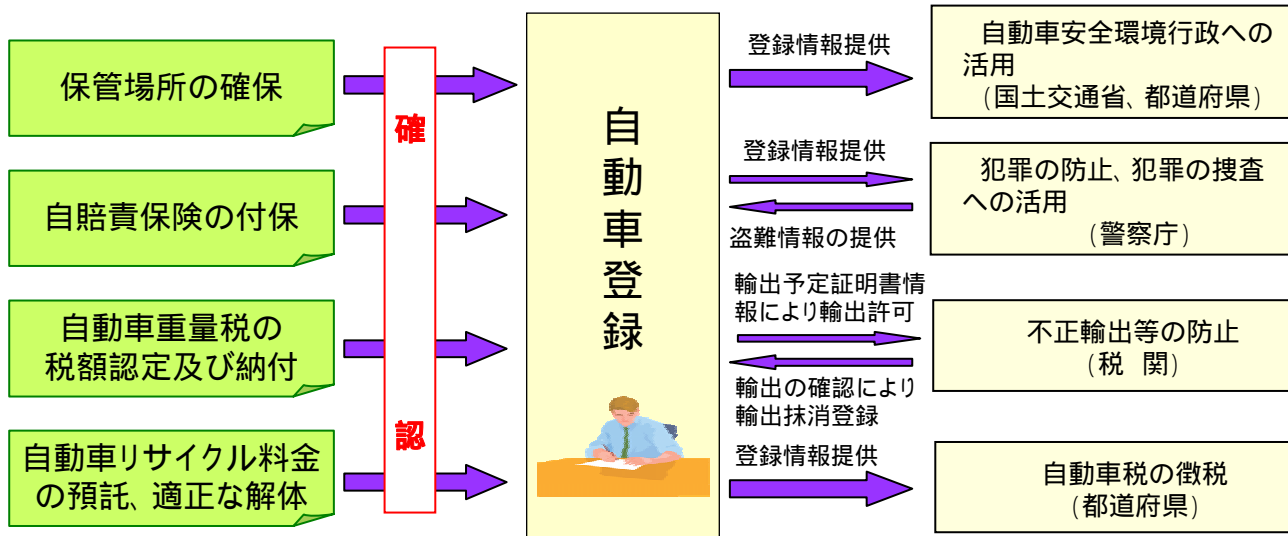
新規登録、変更登録、移転登録、永久抹消登録、一時抹消登録、登録事項等証明書の交付など**年間約2,200万件**。

これ以外の業務として、回送運行の許可、臨時運行の許可、職権抹消等の業務を**年間約30万件**程度実施しているのに加え、警察からの捜査照会等にも対応。

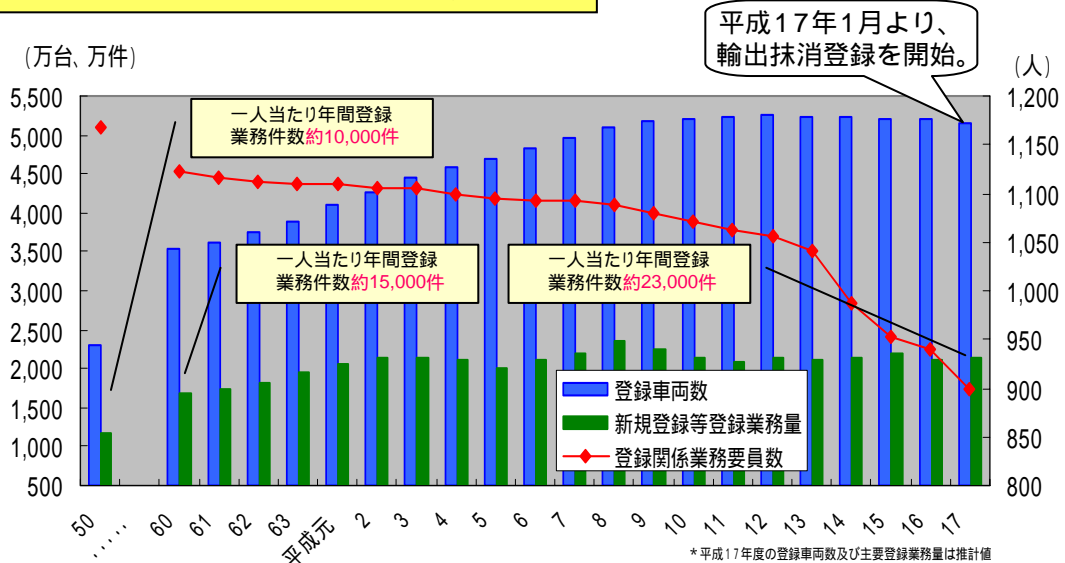
自動車登録の実施体制

全国52の運輸支局等、36の自動車検査登録事務所において、**900人**の職員(平成17年度末、自動車検査登録事務所長を除く。)が従事。

自動車登録情報は、他の各種行政・制度を支えるものであり、相互に連携



業務の増大・新規拡大に最小限の要員で対応



上記の登録業務量には、回送運行の許可、臨時運行の許可、職権抹消等の業務は含まない。また、平成17年1月から新たに始まった重量税還付、解体届、輸出届(年間約350万件程度)の業務も上記登録業務量には含まれていない。

《自動車交通行政の課題》安全・安心なくるま社会の実現

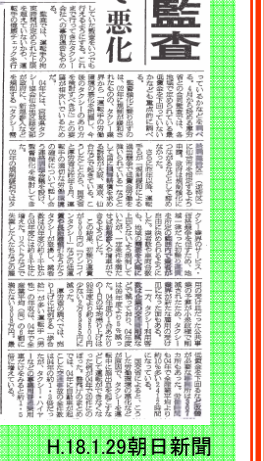
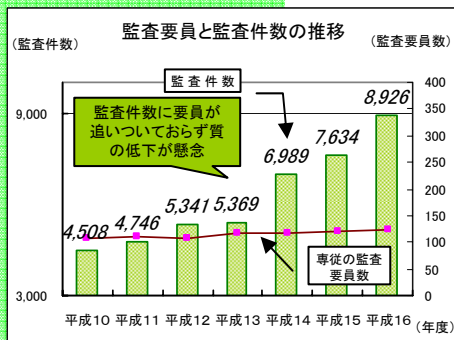
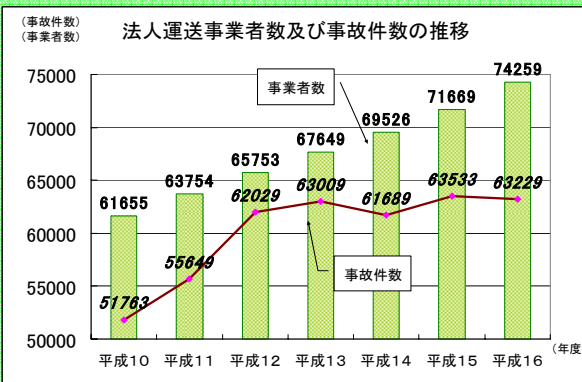
安全・安心な輸送サービスの実現

- ・規制緩和により、自動車運送事業の競争が激化。運行管理や労務管理が疎かになっている事態が顕在化
- ・事業用自動車による事故件数は、増加、高止まり
- ・事後チェック機能の強化が急務

◎無通告監査の実施等を通じ、法令遵守の徹底を求めている。

- 規制緩和に伴い運送事業者数は確実に増加
- 事業用自動車による事故件数は増加・高止まり

- 監査要員の充実・確保が急務



監査・監視体制の強化が急務

今国会で運輸安全法が成立 (本年10月頃に施行予定)



H.17.11.14 日経新聞

安全マネジメントの導入

- ・安全確保の新たな取組として安全マネジメントを導入(経営トップ等による安全最優先で事業運営を行わせるための仕組みの構築)
- ・全ての運送事業者に対し運輸安全マネジメント評価を新たに開始
- ・現行の運行管理制度の徹底
- ・監査・処分の強化(原則無通告、再違反の場合の厳罰化等)

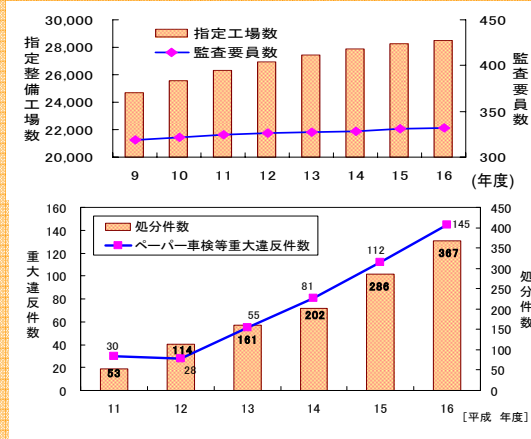
三位一体で安全対策を推進

自動車の安全確保及び環境保全

- ・最大積載量の増大をねらった不正改造・不正車検が横行
- ・指定整備工場におけるペーパー車検の事例が急増
- ・04年の三菱自による「欠陥隠し」発覚以降、リコールの件数、対象台数とも急増

◎自動車検査の徹底や指定整備工場の不正防止、自動車メーカーに対する適正なリコールの徹底などにより、安全・環境性能の確保に全力を挙げている。

- 指定整備工場数の増加、ペーパー車検等の不正事案の急増
- 監査要員が十分対応できていない状況

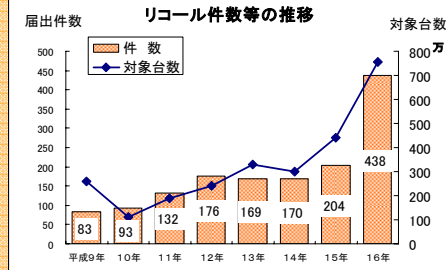


(整備不良車による事故事例) (Defective vehicle accident example)

(故障車両への追突事故) (Rear-end collision with broken vehicle)



H.18.4.4 産経新聞



※自動車検査...自動車検査独立行政法人において自動車の保安基準適合性の審査を実施。

交通事故被害者の救済

- ・事故件数95万件、死傷者数120万人と過去最悪を記録
- ・ひき逃げ、無保険車の事故による被害への損害補填は5千件
- ・介護を要する重度後遺障害者も毎年2千人以上へと増加 (H16年度)

◎今後も交通事故被害者の救済対策の更なる充実が課題



自動車の登録

- 登録は自動車検査・監査の前提となるなど、自動車に係る各種行政上の権利義務の明確化や社会秩序維持のための必要な情報を記録・管理
- 自動車の取引の安全を確保するための所有権公証
- 登録を受けたものでなければ、自動車の運行の用に供することはできない(違法事業者に対する行政処分としてナンバー領置を実施)

(国民生活・国民経済に多大な影響を有するくるま社会を支える基本インフラ)

《自動車登録番号標》

香川 599
を 12-34

【事業用自動車】

香川 555
さ 77-99

【自家用自動車】

